

令和2年度

# 事業計画

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会

# 令和2年度 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会事業計画

近年では、少子高齢化の進行、所得格差の拡大や住民の価値観の多様化などにより、育児放棄、貧困、社会的孤立、虐待など福祉の課題は多様さ、複雑さを増し、将来への不安を抱える人は少なくありません。

今、国では、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。本会では、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進する」ことを使命とし、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域や住民同士のつながりを活かした助け合い活動などの共助の層を厚くする取り組みを広げると共に、制度の狭間で問題を抱える人々を受け止め、必要な生活支援につなげる支え合いの地域づくりを進めてまいります。

## 1 住民参加と協働による地域福祉活動の推進

住民同士のつながりの再構築を図ると共に、関係機関等と連携し、地域福祉活動に取り組みます。

- (1) 行政、区長会連合会、民生児童委員協議会、社会福祉団体、企業、ボランティア団体、社協支部等の地域の団体・組織や住民との協働により地域福祉を推進します。
- (2) 第二次地域福祉計画・第二次地域福祉活動計画に基づき、福祉活動を推進します。また、第三次地域福祉活動計画（令和3年度～令和7年度）を策定します。
- (3) 住民と協働した支え合いの仕組み「つなぐ」事業の充実を図ります。
- (4) 老人大学運営、老人クラブ支援により、高齢者の生きがい、仲間づくり、健康推進等を支援します。

## 2 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組み

地域の福祉ニーズや課題を把握するための調査・研究を行い、将来を見据えて新たなサービスの企画や社協らしさを活かした事業展開に努めます。

- (1) 生活支援コーディネーター、社協支部担当職員との連携を図ります。
- (2) 成年後見支援センターにおいて市民後見人の育成と活動支援に努めます。
- (3) 高齢者や生活困窮者からの相談に迅速かつ包括的に応じる、地域包括支援センターや生活就労支援センター等との支援ネットワークを更に強化するとともに、社会との関わりに極度の不安を抱える方や、その家族への支援等孤立防止や改善に取り組みます。

## 3 ボランティア・市民活動交流センターの充実とボランティア活動及び福祉教育の推進

センターの機能を充実させ、市民のボランティア意識を高め、ボランティア活動のネットワーク拡充に努めます。

- (1) ボランティア・市民活動交流センター運営委員と協働し、市民が参画しやすい拠点づくりに努めます。
- (2) 災害ボランティアセンターの役割を地域住民に広く周知するため、行政、関係機

関等との連携を図り、災害ボランティアセンター研修会を実施します。

- (3) ボランティア活動を希望する方への情報提供や、各種講座の開催を通じ活動の支援を行います。
- (4) 学校、児童館等を対象とした福祉教育の推進を図り、ボランティア活動や社会福祉への理解を深めます。

#### **4 総合的な福祉サービスの推進と介護保険事業の安定した経営**

- (1) 地域包括支援センターを拠点とした介護予防・日常生活支援総合事業における総合相談と介護予防ケアマネジメントに努めます。
- (2) 高齢者や障がい者等が地域で安心して自立した生活が送れるよう、その権利及び利益の保護に努めます。
- (3) 介護保険事業の安定した経営に努めます。

#### **5 地域で安心して生活できる環境づくりのための子育て支援事業の推進**

子育て支援の推進及び地域子育て支援拠点事業の推進に努めます。

- (1) 児童館等で未就園児親子の交流の場の提供や放課後児童への対応で、安心して子育てができるような支援の充実を図ります。
- (2) 子育てサロン事業の充実を図り、地域や家庭で安心して子育てができる環境づくりを支援します。

#### **6 社協基盤の強化と働き方改革等の制度への取り組み**

- (1) 経営基盤を強化するため、第三次経営戦略計画の策定と計画の推進に取り組めます。
- (2) 仕事と生活の双方の調和の実現(ワーク・ライフ・バランス)をめざし、研究・協議します。
- (3) 同一労働同一賃金の実現に向け研究・協議します。

## 主要事業

<b>1. 法人運営事業</b>	<p>地域福祉サービスの企画と立案及び実施に向け、組織運営体制の整備と、地域福祉を推進する中核的役割としての情報発信を行います。</p> <p>(1) 組織基盤の強化 経営管理を強化するとともに、組織の統治機能（理事会、評議員会、監査等）をはじめ、課・係体制を整備し、業務内容の見直しや内部統制の機能を高めていきます。</p> <p>(2) 働きやすく、やりがいの感じられる職場づくり 職員が意欲をもっていきいきと働くことができる組織づくりを進めます。職場のストレスや労働環境をチェックし働きやす職場づくりに努め、さらに、社協の使命・理念に沿って自ら考え、行動できる職員の育成を図るため役職に応じた研修や専門研修などの開催を重点に実施します。</p> <p>(3) 会員の増加と組織の充実強化 支部社協と連携し、会員の拡充を図ります。</p> <p>(4) 広報・情報の提供 広報誌「社協だより」の全戸配布とともに、ホームページの更なる充実やSNSの活用など、住民への社協事業の周知に努めます。</p> <p>(5) 各種基金等の運用 地域福祉振興基金、運営安定積立金、備品等購入積立金、介護保険施設整備等積立金、介護保険事業所人材確保積立金の適正な資金運用を図ります。</p> <p>(6) 第三次経営戦略計画の策定及び推進 自立・安定した経営基盤の確立に向け、第三次経営戦略計画の推進を図るとともに適切な進捗管理を行います。この計画を着実に実行し、市民の皆さまに身近で信頼される社会福祉協議会になるよう社協役職員一丸となって行動します。</p> <p>(7) 苦情解決事業 第三者委員を設置し、本会の福祉サービス及び事業に対する要望や意見等の受け入れ体制を整え、住民サービスの適正化に努めます。</p> <p>(8) 次期指定管理に向けての検討 千曲市の児童館、デイサービスセンターなど福祉施設の指定管理者として適正な管理経営に努めていますが、施設の老朽化や人材不足など課題が山積するなか、次期指定管理に向けての対応を検討・協議していきます。</p> <p>(9) 事務局移転 千曲市ふれあい福祉センターから旧戸倉庁舎へ10月めどに移転します。</p>
<b>2. 受託事業</b>	<p>千曲市から福祉施設、地域福祉事業を受託し、地域福祉推進の拠点の管理経営及び地域福祉事業を推進していきます。</p> <p>(1) 戸倉地域福祉センター管理経営 地域福祉の拠点として適切な施設の管理経営を行います。</p> <p>(2) 戸倉・更級・五加老人コミュニティセンター受託事業 高齢者のコミュニティづくりを推進するため、児童館（戸倉、更級、五加）</p>

	<p>と併せて管理経営を行います。</p> <p>(3) 千曲市ピュアハートちくま受託事業（地域活動支援センター） 障がい者が安心して過ごせる日中の居場所と仲間との交流の場を提供し心身の健康回復と維持を図ります。</p> <p>(4) (新) 更埴川東・戸倉上山田地域包括支援センター受託事業 高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもその人らしく暮らせるために、保健・医療・介護・福祉の総合相談窓口となります。保健師等、社会福祉士、主任ケアマネージャーの専門職が相互に連携・協働しチームとして問題解決を図り、包括的に支援します。</p> <p>(5) 更埴地区老人大学運営・老人クラブ支援事業 高齢者に学習機会の提供や仲間づくりの支援を行います。</p> <p>(6) 家族介護者支援交流事業 家族介護者を支援するため、地域ごとに介護者等が一堂に会し交流する場を設け、日頃の介護による疲れを癒すための支援をします。</p> <p>(7) 成年後見制度普及啓発等推進事業 判断能力の低下により、契約上のトラブルや財産管理に課題を抱えている者は、成年後見制度の利用が望まれます。市からの受託事業として制度利用についての相談や普及啓発に努めます。</p> <p>(8) 生活困窮者自立相談支援事業（まいさぼ千曲） 就労への対応や経済的な課題、社会的孤立等深刻な生活課題を抱える生活困窮者に対し、孤立の中で困窮状態に陥らない、あるいはそこから脱却することを目指して支援します。</p> <p>(9) (新) 千曲市生活支援体制整備事業 単身や夫婦のみの高齢者世帯等が増加する中、市と連携し、日常生活上の支援体制充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図っていきます。</p>
<p><b>3. 地域福祉推進事業</b></p>	<p>地域福祉活動計画をもとに、“人と人とがつながり 支え合う地域づくり”を推進していきます。また、社協支部事務局として地域の福祉課題に積極的に関わり、地域住民自らが課題を解決できる意識や気軽に声を掛け合える関係を拓けます。</p> <p>(1) 移送自動車・車椅子貸与事業 障がいや要介護、または一時的なけが等により歩行困難な方の外出支援及び社会参加の促進と便宣を図ります。</p> <p>(2) 日常生活自立支援事業 判断能力が不十分な高齢者等が、地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービス利用援助をします。</p> <p>(3) 成年後見支援センター運営事業 判断能力が十分でない高齢者、障がい者等の方々や将来の判断能力の低下に備えたい者が、地域で安心して暮らせるように成年後見制度の利用を支援し、住民の権利を尊重し擁護します。また、他に適切な後見人等得られない者を対象に後見人等を受任します。さらに、任意後見契約を希望する者についても任意後見契約を結び安心した生活への支援を行います。</p>

(4) 生活福祉資金事業

長野県社協から受託を基に生活困窮世帯等に対し、生活の安定と自立更生を目的とした資金の貸付をします。

(5) 地域福祉活動計画の推進

第二次（H28年度～R2年度）地域福祉活動計画に沿って活動を展開するとともに第三次（R3年度～R7年度）地域福祉活動計画を市の地域福祉計画と連携を図りながら策定します。

(6) 善意銀行の給付事業

火災や水害等の被災者、生活困窮者に対し見舞金の給付や、預託物品の払い出し等を行います。

(7) 金銭管理・財産保全サービス事業

高齢者や身体障がい者等、身体上の理由により日常生活において自らの財産管理や保全が困難な方に対し、金銭管理の支援を行います。

(8) 相談事業（心配ごと・法律・結婚）

心配ごと相談は毎月、相談所を開設し、相談ごとや悩みを心配ごと相談員がお聞きし、必要に応じて関係機関に繋げます。法律相談は、司法書士が月2回相談に応じます。

結婚相談は、結婚相談員が月2回相談所を開設し、相談に応じます。また、出会いの場として、年2回パーティー、婚活者のスキルアップのための講座も開催します。また、年11回の結婚相談員情報交換会や研修会を実施します。

(9) 助けあい資金貸付事業（上限3万円）

一時的な生活困窮者に対し、小口の資金を無利子で貸付をします。

(10) ボランティア・市民活動交流センター（ボラセン）機能の充実

ボランティア活動の支援として、ボランティア団体などが集える場（千曲市ふれあい福祉センター内「市民活動交流センター」）の提供を行います。また、運営委員と協働し、事業展開の拡充を図ります。

・ふれあい広場の開催への支援協力

様々な立場の人々がお互いに交流し理解を深めます。また、実行委員会を組織し、市民と協働したイベントへの支援をします。

・福祉教育の推進

「誰もが平等に」の実現のため、学校や職場等へ出向き、車いす、点訳、障がい者スポーツまた、夏休みを利用して実施するサマーチャレンジボランティア等の福祉体験事業を実施します。

・地域支え合い事業「つなぐ」

住民同士の支え合いを視点に、地域通貨券（ちくま券）を使用し、利用者と支援者をコーディネートして、困りごとに対して、支える仕組みづくりとともに、ご近所との繋がりを育みます。

(11) 千曲市社協特定相談支援事業

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者福祉サービス等の利用計画の作成等を行います。

	<p>(12) 千曲市社会福祉大会の開催 福祉活動に永年尽力された方等への表彰と福祉活動の啓発活動を行います。</p>
<p>4. 共同募金配分金事業</p>	<p>共同募金配分金により次の事業を実施します。</p> <p>(1) 老人福祉活動 老人クラブ連合会活動助成、ふれあい訪問事業などを実施します。また、社会福祉協議会各支部が実施するひとり暮らし高齢者の集い、昼食会等に対して助成します。</p> <p>(2) 障がい児・者福祉活動 身体障害者福祉協会等の福祉団体の活動に対して助成します。</p> <p>(3) 児童・青少年福祉活動 福祉教育・福祉体験事業、子育て支援事業、学校や児童館、地域で行われている事業に対して助成します。</p> <p>(4) 生活全般福祉事業（福祉育成・援護・組織化活動） ふれあい広場実行委員会、ふれあい・いきいきサロンなどのボランティアグループ及び福祉団体による福祉活動に対して助成します。</p> <p>(5) その他地域福祉活動 ひとり親家庭への活動を支援します。</p>
<p>5. 児童館・児童センター事業</p>	<p>児童健全育成の推進、子育て支援を目的に、安心・安全かつ充実したサービスの提供ができるよう児童センター（館）9か所の管理経営を行います。</p> <p>また、今年度が指定管理期間（平成28年度～令和2年度）の最終年度となります。</p> <p>埴生児童センター、稲荷山児童センター、屋代児童センター、八幡児童センター、東部児童センター、戸倉児童館、更級児童館、五加児童館、上山田児童館</p>
<p>6. 介護保険事業</p>	<p>介護保険事業者、障害者総合支援法のサービス提供事業者として、安定的な運営を図るため、外部アドバイザーより指導・助言を受け、利用者が快適に過ごしやすい環境の整備や利用者の自立支援に向けた取り組みを進めています。今年度はさらに事業体制の強化を図るため、居宅介護支援事業所の統合やヘルパーステーションと訪問入浴ステーションの一体的な運営により業務の効率化等を図ります。</p> <p>利用者が住み慣れた地域で安心・自立した生活を送ることができるよう地域に根差した質の高いサービスを提供します。</p> <p>(1) 居宅介護支援事業（社協居宅介護支援事業所） 介護支援専門員（ケアマネージャー）が、介護予防ケアマネジメントとして要支援と認定された方の介護予防計画の作成や、介護認定者に対し、適切なサービスが利用できるよう居宅サービス計画を作成します。また、計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整などを行い、介護老人福祉施設等へ入所する場合には、施設等の紹介を行います。</p> <p>また、今年度から居宅介護支援事業所を2か所から1か所に統合します。</p>

	<p>(2) 訪問介護事業・総合事業</p> <p>介護予防・介護予防生活支援サービス事業者（基準緩和型）、訪問介護事業者として、要支援、事業対象者（総合事業）及び介護認定者の居宅において、食事、排せつ、入浴等の介護、清掃や調理等の生活援助、日常生活上の相談や支援などを提供します。</p> <p>(3) 障がい者介護事業（自立支援）</p> <p>訪問介護事業所のヘルパーが障がい者の居宅において、食事、排せつ、入浴等の介護、清掃や調理等の生活援助、日常生活上の相談や支援などのサービスを提供します。</p> <p>(4) デイサービス事業（稲荷山・戸上デイサービスセンター）</p> <p>介護予防・介護通所型事業者として、要支援・事業対象者（総合事業）及び、介護認定者に対し、過ごしやすい環境づくりを心がけ、入浴、排せつ、食事等の介護をはじめ、利用者ごとの機能・要望に応じた個別機能訓練やレクリエーション、軽度な作業を通じ交流を図るとともに日常生活上の相談や支援など提供します。</p> <p>また、今年度から職員の介助を必要としない要支援・事業対象者を対象とした基準緩和型デイサービス事業を戸上デイサービスセンターにおいて始めます。</p> <p>※更埴デイサービスセンターは、令和元年台風第19号被害により休止中</p> <p>(5) 認知症デイサービスセンター（戸上デイサービスセンター地域密着型）</p> <p>認知症対応型の介護予防・介護通所型事業者として、認知症で要介護・要支援認定者に対し、専用の居室において、認知症の方が安心して過ごせる場所を提供し、入浴、排せつ、食事等の介護をはじめ、症状に沿った作業や運動・機能訓練などを提供します。</p> <p>(6) 戸上訪問入浴サービス事業（戸上訪問入浴ステーション）</p> <p>介護予防・訪問入浴事業者として、要介護・要支援認定者に対し、移動入浴車で、自宅を訪問し、簡易浴槽による入浴（温泉入浴）を提供します。</p> <p>(7) 訪問入浴サービス受託事業（戸上訪問入浴ステーション）</p> <p>身体に障がいのある方に対し、訪問入浴を提供します。</p> <p>(8) 短期入所事業（戸倉短期入所事業所）</p> <p>介護予防・短期入所生活介護事業者（地域密着型）として、要介護・要支援認定者に対し、短期間の入所を提供し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上において必要なサービスを提供し、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。</p>
<p>7. 就労支援事業</p>	<p>(1) チューリップの家運営事業（就労継続支援事業B型）</p> <p>一般就労することが困難な障がい者に、自立と社会経済活動への参加を推進するために、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や、一般就労等への移行に向けて必要な支援を行います。</p>



<p><b>8. 支部社協・福祉団体への支援、協力</b></p>	<p>当事者団体の高齢化や人員不足の問題は、団体の存続問題にもなっています。当事者団体が活発に活動できる土台づくりと、当事者団体事業への協力を行います。</p> <p>(1) 社協支部活動の連携・協働</p> <p>社協支部自らが地域にある課題を捉え、その解決に向け目標を立てる第二次地域福祉活動計画の方針や取り組みを踏まえた上で、より活性化した社協支部活動の展開と人材育成に向けた連携、協働を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小地域ネットワーク活動（いきいきサロン・コミュニティカフェ・オレンジカフェ）の強化を図ります。</li> <li>・近隣同士の支え合い活動を進め、孤立感の解消や日頃の見守り活動を通し、災害時のネットワークの構築を図ります。</li> </ul> <p>(2) 千曲市共同募金委員会</p> <p>地域福祉の推進と福祉コミュニティの形成は、赤い羽根共同募金運動がその一翼を担っています。よって、地域福祉活動として積極的にこの運動を支援します。また、赤い羽根共同募金による災害救済事業として、災害発生時に災害救助法の適用状況等に応じて、被災者支援のための義援金募集や、災害時のボランティア活動への資金支援を行います。</p> <p>(3) 千曲市身体障害者福祉協会</p> <p>団体の活動を支援します。</p> <p>(4) 千曲市遺族会</p> <p>団体の活動を支援します。</p>
-----------------------------------	---